



島根県報

平成28年 1月15日 (金)

第 2,767 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|---------------------------|-------------------|---|
| 生活保護法の規定による医療機関の指定 | (地 域 福 祉 課) | 2 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 | (") | 2 |
| 保安林予定森林 (5件) | (森 林 整 備 課) | 2 |
| 地籍調査の成果の認証 | (用 地 対 策 課) | 4 |

【公 告】

| | | |
|---------------------|-------------|---|
| 農用地利用配分計画の認可の申請 | (農 業 経 営 課) | 5 |
| 収去飼料の試験結果の概要 | (畜 産 課) | 5 |
| 特定漁港漁場整備事業の一部の廃止の公表 | (漁港漁場整備課) | 6 |
| 公共測量の終了 | (技 術 管 理 課) | 6 |

告 示**島根県告示第36号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成28年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 医療機関の名称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|--------------------------------------|---------------|-------------|
| 医療法人社団 g r a s s b a m b o o 草竹クリニック | 出雲市上塩冶町2663-1 | 平成28年 1月 1日 |
| 角歯科医院 | 出雲市大社町杵築東491 | 平成28年 1月 1日 |
| エスマイル薬局 乙吉店 | 益田市乙吉町イ107-8 | 平成28年 1月 1日 |

島根県告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 医療機関の名称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|---------|--------------|-------------|
| 角歯科医院 | 出雲市大社町杵築東491 | 平成28年 1月 1日 |
| 山形歯科医院 | 浜田市殿町83-92 | 平成28年 1月 1日 |

島根県告示第38号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡美郷町別府636から640まで、641-1、641-2
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第39号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町別府557-1、635-1、635-4

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第40号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町九日市1142-5

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第41号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡邑南町日貫3877-1、3877-11、3881-1、3882-3
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第42号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市多伎町奥田儀914、926-2、1405-3
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第43号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|-------------|-------|-----|----------|-----------|
| | | 地籍図 | 地籍簿 | | |
| 浜田市 | 平成24年度～26年度 | 32枚 | 1冊 | 入野4 | 平成28年1月4日 |
| 浜田市 | 平成24年度～26年度 | 49枚 | 1冊 | 追原1 | 平成28年1月4日 |

| | | | | | |
|-----|-------------|-----|----|------|-----------|
| 浜田市 | 平成25年度～26年度 | 31枚 | 1冊 | 長浜町1 | 平成28年1月4日 |
| 浜田市 | 平成23年度～26年度 | 41枚 | 1冊 | 熱田町3 | 平成28年1月4日 |
| 出雲市 | 平成25年度～27年度 | 16枚 | 1冊 | 一窪田② | 平成28年1月4日 |
| 出雲市 | 平成25年度～27年度 | 20枚 | 1冊 | 菅田 | 平成28年1月4日 |
| 出雲市 | 平成25年度～27年度 | 35枚 | 1冊 | 鶺鴒① | 平成28年1月4日 |
| 出雲市 | 平成25年度～27年度 | 8枚 | 2冊 | 小津④ | 平成28年1月4日 |
| 出雲市 | 平成25年度～27年度 | 27枚 | 1冊 | 塩津① | 平成28年1月4日 |
| 出雲市 | 平成25年度～27年度 | 2枚 | 1冊 | 塩津② | 平成28年1月4日 |
| 出雲市 | 平成24年度～26年度 | 15枚 | 1冊 | 乙立④ | 平成28年1月4日 |
| 出雲市 | 平成25年度～26年度 | 9枚 | 1冊 | 乙立⑤ | 平成28年1月4日 |
| 江津市 | 平成25年度～26年度 | 19枚 | 1冊 | 波子2 | 平成28年1月4日 |
| 江津市 | 平成25年度～26年度 | 30枚 | 1冊 | 波子3 | 平成28年1月4日 |

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------------|----------------|------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 志学農産物生産組合 代表 漆谷 幸男 | 大田市三瓶町志学イ36 | 大田市三瓶町志学字原中ハ220-1 外17筆 |
| 合同会社 夢ファーム口羽 | 邑智郡邑南町下口羽937-1 | 邑智郡邑南町下口羽179-1 外4筆 |
| 安部 泰 | 隠岐郡隠岐の島町加茂358 | 隠岐郡隠岐の島町蛸木西浜田985-1 |

2 申請年月日

平成28年1月4日

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成27年度に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成28年1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

栄養成分に関する検査

| 製造事業場等の名称及び所在地 | 収去場所 | 飼料の名称 | 製造(輸入)年月 | 試験結果の概要 | | | | | | 備考 | |
|----------------|------|-------|----------|----------|--------|--------|--------|----------|-------|------|--------------|
| | | | | 粗たん白質(%) | 粗脂肪(%) | 粗繊維(%) | 粗灰分(%) | カルシウム(%) | りん(%) | | その他の検査(水分:%) |
| 島根県大田市有限会社小林 | 同左 | モリン-C | 平成27年11月 | 0.04 | 0.3 | 1.0 | 85.9 | 0.33 | 0.02 | 11.8 | |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------|----|-----------|--------------|------|-----|-----|-----|------|------|------|--|
| モリン工業所 | | | | | | | | | | | |
| 島根県飯石郡 飯南町 | 同左 | A S T 11号 | 平成27年 11月 | 16.0 | 2.9 | 4.8 | 4.7 | 0.84 | 0.56 | 12.8 | |
| A S T 飼料合 理化センター | | 肥育B | 平成27年 11月 | 11.8 | 3.2 | 3.4 | 3.2 | 0.35 | 0.36 | 12.8 | |

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第12項の規定により、加茂地区に係る特定漁港漁場整備事業の一部を廃止したので、次のとおり公表する。

平成28年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 廃止の理由

設計の結果、加茂漁港の護岸の一部について、構造上不要となったことから、計画から減じることとした。また、加茂漁港の輸送施設の一部及び西郷漁場の魚礁施設について、他事業で整備を進めていくこととしたことから、計画から減じることとし、本事業の一部を廃止するものである。

2 当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

計画から減じる施設以外の施設は、工事が完了している。

3 事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

外郭施設、水域施設、係留施設及び漁港施設用地の整備により港内の静穏度が向上するとともに、係留作業及び陸揚作業の安全性及び利便性が向上した。

4 廃止したことによる影響に関する事項

他事業により整備を進める施設を計画から減じ、その他の施設については工事が完了しているため、廃止したことによる影響はない。

5 今後の課題と対応に関する事項

これまでに整備した施設について、今後、施設の老朽化とともに、維持管理、更新等に係る費用の増大が懸念されることから、機能保全計画に基づく計画的な施設の維持管理、更新等の実施により、施設の長寿命化や維持管理、更新等に係る費用の平準化及び縮減を図っていくことが必要である。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成27年12月21日に終了した旨島根県県央県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（基準点測量・水準測量）

2 作業期間

平成26年12月21日から平成27年12月21日まで

3 作業地域

大田市